地方債を除くものとし、平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の額のうち、当該高速鉄道事業債の起債対象事業費の 20 パーセント相当額を基礎として、当該市町村の当該第三セクターの資本金等に対する出資割合に応じて総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

U_n　都道府県の項第 8 号の算式Xの符号 B_n に同じ

V_{10} ＝ 0.054

V_{11} ＝ 0.056

V_{12} ＝ 0.054

V_{13} ＝ 0.054

V_{14} ＝ 0.050

V_{15} ＝ 0.054

V_{16} ＝ 0.053

V_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.046

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.061

V_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.041

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.062

V_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.041

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.062

V_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.048

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.055

V_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.048

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.055

V_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.047

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.054

V_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.045

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.053

V_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.043

当該高速鉄道事業債の起債対象事業費の 20 パーセント相当額を基礎として、当該市町村の当該第三セクターの資本金等に対する出資割合に応じて総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

U_n　都道府県の項第 8 号の算式Xの符号 B_n に同じ

V_9 ＝ 0.057

V_{10} ＝ 0.055

V_{11} ＝ 0.056

V_{12} ＝ 0.054

V_{13} ＝ 0.054

V_{14} ＝ 0.050

V_{15} ＝ 0.054

V_{16} ＝ 0.054

V_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.046

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.061

V_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.041

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.063

V_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.047

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.066

V_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.048

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.055

V_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.048

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.055

V_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.047

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.055

V_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.045

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.053

V_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.043